

# JIS

## 静電気帯電防止靴

JIS T 8103 : 2024

(JSAA)

令和 6 年 6 月 25 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 保安技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
(委員)	落合 誠	一般社団法人日本非破壊検査協会
	釘宮 悦子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	小松 克行	公益社団法人日本保安用品協会
	辻 創	一般財団法人カケンテストセンター
	利岡 英和	日本安全靴工業会
	永井 明	公益社団法人日本アイソトープ協会
	西田 和史	建設業労働災害防止協会
	山田 崇裕	学校法人近畿大学
	山本 多絵子	ミドリ安全株式会社

主 務 大 臣：厚生労働大臣，経済産業大臣 制定：昭和 54.3.1 改正：令和 6.6.25

官 報 掲 載 日：令和 6.6.25

原 案 作 成 者：公益社団法人日本保安用品協会

(〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-15 和光湯島ビル TEL 03-5804-3125)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

審議専門委員会：保安技術専門委員会 (委員長 山内 正剛)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本産業規格は，産業標準化法の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類及び記号	4
4.1 帯電防止性能による区分	4
4.2 防護性能による区分	4
4.3 甲被による区分	5
4.4 環境による区分	5
5 性能	6
5.1 帯電防止性能	6
5.2 その他の性能	6
6 構造	7
7 材料	7
7.1 表底材料	7
7.2 甲被	8
8 静電靴及び導電靴のサイズ	8
9 試験方法	9
9.1 帯電防止性能試験	9
9.2 その他の性能試験	12
9.3 表底材料の試験	12
9.4 甲被の試験	12
10 検査	13
10.1 帯電防止性能検査	13
10.2 その他の性能検査	13
10.3 構造	13
10.4 材料	13
11 製品の呼び方	13
12 表示	14
13 取扱説明書	14
13.1 一般	14
13.2 導電靴	15
13.3 静電靴	15
附属書 A (参考) 静電靴及び導電靴の選択	17
附属書 B (参考) ゾーン及びグループの定義について	19
附属書 C (参考) 使用者が行う靴の電気抵抗測定方法	24
解 説	26

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本保安用品協会（JSAA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS T 8103:2020** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、令和 6 年 12 月 24 日までの間は、産業標準化法第 30 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS T 8103:2020** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 静電気帯電防止靴

## Anti-electrostatic footwear

### 1 適用範囲

この規格は、作業者及び履物の静電気帯電が原因となって発生する災害及び障害<sup>1)</sup>を防止する目的で使用する静電気拡散性<sup>2)</sup>靴（以下、静電靴という。）及び静電気導電性靴（以下、導電靴という。）について規定する。

この規格で静電靴及び導電靴を使用する場所とは、次の場所である。

- 爆発又は火災の危険がある場所
  - 爆発危険区域
  - 爆発高危険区域
- 生産障害（電子デバイスなどの破損など）のおそれのある場所
  - 静電気放電保護区域
  - その他生産障害発生区域（ほこり又は汚れの付着などによる生産障害が発生する区域）

導電靴は、交流 100 V 以下の低電圧路でも感電事故の危険性があるため、その使用に当たっては、感電のおそれがないと判断される条件下での作業に限定して使用するよう注意しなければならない。

静電靴及び導電靴の選択については、**附属書 A** に示す。

**注<sup>1)</sup>** 災害とは、可燃性又は爆発物の着火に伴う爆発又は火災をいい、障害とは、電子デバイスの破損、製品の汚れなどの生産障害をいう。

**注<sup>2)</sup>** 静電気拡散性とは、導電性よりも電気抵抗は大きい静電気帯電をしにくい性質をいい、通常の静電気発生条件においては十分な帯電防止効果をもつ。

### 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS C 60079-10** 爆発性雰囲気で使用する電気機械器具—第 10 部：危険区域の分類

**JIS C 61340-4-1** 静電気—第 4-1 部：特定応用のための標準的な試験方法—床仕上げ材及び施工床の電気抵抗

**JIS C 61340-4-3** 静電気—第 4-3 部：特定応用のための標準的試験方法—履物

**JIS K 6404-2** ゴム引布及びプラスチック引布試験方法—第 2 部：物理試験（基本）

**JIS K 6557-2** 革試験方法—物理試験—第 2 部：引張強さ及び伸びの測定